

破産手続開始通知書

事件番号 平成31年(フ)第2233号(平成31年4月1日申立)

本店所在地 東京都新宿区西新宿1丁目4番5号 西新宿オークビル302

破産者 株式会社OFFICE K(屋号:超高速全身脱毛サロン PIKARI)

代表者代表取締役 内田 雄太

1 上記の者に対し破産手続開始決定がされましたので、次のとおり通知します。

(1) 破産手続開始日時 平成31年4月9日 午前10時

(2) 破産管財人 弁護士 岩波 修

(3) 財産状況報告集会の日時及び場所 ※この集会への出席は任意です。

日時:令和元年8月6日 午後1時30分

場所:債権者等集会場1

(東京都千代田区霞が関1丁目1番2号 東京家簡地裁合同庁舎5階)

財産状況報告集会において、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するに不足する場合は、①破産手続廃止に関する意見聴取のための集会、②破産管財人の任務終了による計算報告集会も併せて実施します。

(4) ① 破産者に対して債務を負担している者は、破産者に弁済してはならない。

② 破産者の財産を所持している者は、破産者にその財産を交付してはならない。

2 当裁判所は、本破産事件について、破産者の財産で債権者に対する配当ができない可能性が高いと考え、破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期日を当面定めなかったこととしました(破産法31条2項)。破産管財人において、破産財団の調査を進め、債権者に対する配当の見込みが生じた場合は、改めて、破産債権届出期間等について連絡させていただきますので、当面、破産債権届出書の提出は必要ありません。

なお、住所等の連絡先が変更したときは届け出てください。

3 前記2の記載にかかわらず、交付要求庁においては、随時、破産管財人に対して交付要求を行ってください。

4 破産手続の進行についてのお問い合わせは破産管財人まで、破産手続開始決定前の事情に関するお問合せ及び債権についての照会は申立人代理人まで、FAXまたはメールにてお問い合わせください。

破産管財人 弁護士 岩波 修

Eメール:Info@mmn-law.gr.jp/FAX:03-3288-2081

申立人代理人 弁護士 進士 肇

FAX:03-3595-1673

東京地方裁判所民事第20部特定管財9B係 裁判所書記官 丹部 隆

ご 連 絡

破産者 株式会社 OFFICE K
破産管財人弁護士 岩波 修

前略

株式会社 OFFICE K（屋号 超高速全身脱毛サロン PIKARI）（以下「破産会社」といいます。）は、平成31年4月9日、東京地方裁判所において破産手続開始決定を受け、当職が同社の破産管財人に選任されました。

本書面は、破産会社とエステティック契約を締結されている方々、破産会社と取引契約を締結されている方々、その他破産会社に対して債権をお持ちの可能性がある債権者の皆様にお送りしています。

破産会社の破産手続に関する債権者の皆様からのお問い合わせにつきましては、以下の破産会社のホームページにQ&Aを掲載いたしますので、内容をご確認ください。

【破産会社ホームページ】 <http://pikari-epi.jp/>

Q&Aに掲載されていないお問い合わせにつきましては、破産管財人の下記連絡先まで、FAX 又はメールにてお問い合わせください。多数のお問い合わせが殺到することが予想され、ご回答までお時間をいただく場合がございますので予めご了承ください。

破産管財人 弁護士 岩波 修

Eメール：Info@mmn-law.gr.jp

FAX：03-3288-2081

また、裁判所からの破産手続開始通知書に記載のとおり、債権者の皆様に対して配当ができない可能性が高く、今後当職にて破産会社の資産調査・換価・回収を行い、債権者の皆様に対する配当が可能と判断した場合にのみ、配当を実施します。その場合は、改めて、必要な手続のご連絡をいたしますので、当面、破産債権届出書の提出は必要ございません。

なお、Q&A、その他破産手続に関するお知らせにつきましては、今後、随時、内容を更新いたしますので、上記ホームページを定期的にご確認ください。

また、住所、連絡先等をご変更された方は、破産管財人の上記連絡先までご連絡ください。

最後に、令和元年8月6日午後1時30分に債権者集会を開催しますが、ご出席は任意であり、欠席されても特に不利益はございません。

以上、破産会社の破産手続の円滑な遂行にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

草々